

議案第79号

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

新居浜市事務分掌条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条総務部の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条市民部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5）危機管理及び市民生活の安全に関する事項

第1条市民部の項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）交通安全に関する事項

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や多様化する市民要望に即応した効率的な行政組織を編成するとともに、平成23年度から始まる第五次長期総合計画に位置付けられた事業を着実に実施し、地域主権時代を担うことができる組織体制を構築する

ため、本案を提出する。